

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊帯広駐屯地
第374会計隊長 渡邊 慎二

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号				
6LXK10T02220		6MK01AG3162 0001				G3073				
品名 または 件名										
滑走路クラック補修役務										
部品番号 または 規格										
仕様書のとおり										
使 用 器 材 名										
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等		グ ル ー プ		指定	検査	包装
1.00	ST									
納地または工事場所				引 渡 場 所						
陸上自衛隊帯広駐屯地				陸上自衛隊帯広駐屯地 十勝飛行場						
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期						
帯広駐業管理科 岩崎技官（２４２４）				令和8年12月18日（金）						

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 第374会計隊 契約班

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年10月16日（金）11時00分 帯広駐屯地厚生センター談話室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

滑走路クラック補修役務

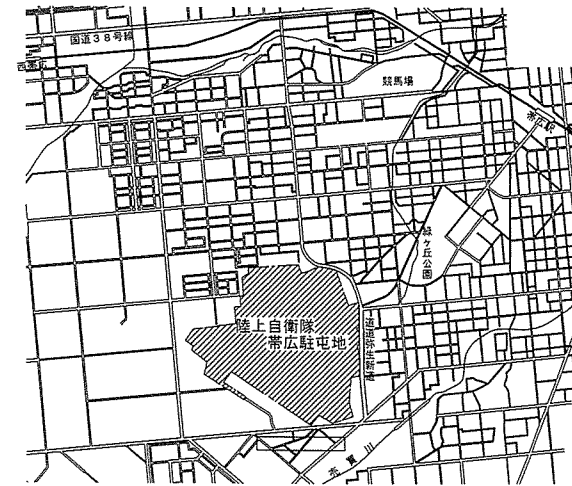
帯広駐屯地業務隊管理科

役務件名	滑走路クラック補修役務				図 番 号	1 / 3
種 別	表 紙				縮 尺	
業務隊長	管理科長	営繕班長	企画係長	関係者		設 計
						
陸上自衛隊帯広駐屯地				令和8年9月30日		

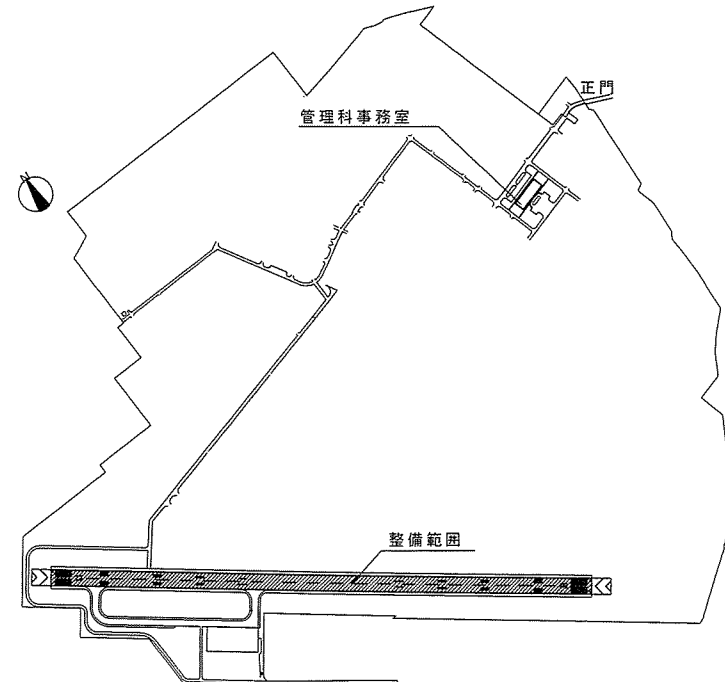
特記仕様書

- 1 役務件名：滑走路クラック補修役務
- 2 役務場所：北海道帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊 帯広駐屯地
- 3 役務概要：滑走路クラック補修役務 一式
- 4 特記事項

章	項 目	特 記 事 項												
I 一般共通事項	1 総 則	本役務は、本仕様書に基づき実施し、特記のない事項については国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和7年度版・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和7年度年版、防衛省整備計画局制定「土木工事共通仕様書平成31年度版」に基づき施工する。												
	2 疑義及び軽微な変更	仕様書と図面との内容に相違がある場合や明示のない場合、又は疑義が生じた場合、又は現場の納まり状況等により軽微な変更の必要性が生じた場合には、監督官と協議し、その指示により実施する。但し、受注金額等の変更は行わない。												
	3 材 料	(1) 本役務に使用する材料は、仕様書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、それ以外の材料を使用する場合は、仕様書に定める品質及び性能を有することを証明する資料を提出し監督官の承諾を受けるものとする。 (2) 共通仕様書に記載されていない特別な材料を使用する場合には、監督官の承諾を受け、その際の工法については材料製造所の指定する工法とする。 (3) 仕様書において商品名等が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合には、監督官の承諾を受けるものとする。												
	4 現場管理	(1) 本役務には、業務責任者を常駐させ労働者の監督及び作業の調整を密にする。 (2) 役務現場は、常に諸材料その他の整理整頓及び清掃を行い、火災等の事故防止に努める。 (3) 危険性のある場所には、危険標示等の処置を行う。 (4) 役務現場及び許可された場所以外への無断立ち入りは厳禁とする。 (5) その他、官側の規則等に従う。 (6) 役務中に施設等に損害を与えた場合には、速やかに監督官に通報すると共に、受注者の責任において復旧する。												
	5 役務書類	本役務に必要な書類の手続き等は、監督官の指示に従い遅滞なく行う。												
	6 電気及び水	本役務に必要な電気及び水は受注者の負担で準備する。												
	7 発生材	(1) 金属類については調書と共に官側に引継ぎ、官側の指定する場所へ集積する。 (2) その他の廃棄物については受注者の責任において合法的に処分し、処分終了後は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写しを提出する。												
	8 現場写真	本役務の現場写真は、受注者により撮影（デジタルカメラ撮影可）し、工事アルバム等に整理のうえ監督官に提出する。 <table><tr><th>分 類</th><th>規 格</th><th>撮 影 箇 所</th><th>提出部数</th></tr><tr><td>実 施 前</td><td rowspan="3">カラープリントサービス版以上</td><td rowspan="3">監督官の指示による。</td><td>1 部</td></tr><tr><td>実 施 中</td><td>1 部</td></tr><tr><td>実 施 後</td><td>1 部</td></tr></table>	分 類	規 格	撮 影 箇 所	提出部数	実 施 前	カラープリントサービス版以上	監督官の指示による。	1 部	実 施 中	1 部	実 施 後	1 部
	分 類	規 格	撮 影 箇 所	提出部数										
実 施 前	カラープリントサービス版以上	監督官の指示による。	1 部											
実 施 中			1 部											
実 施 後			1 部											
9 後片付け	役務終了後、役務現場の後片付け及び清掃を行う。													
II 補修役務	クラック補修	本役務においての資材及び施工は下表のとおりとする。 <table><tr><th>資 材</th><th>規格等</th><th>施工方法</th></tr><tr><td>目地注入材</td><td>アスファルト系注入目地材（低弾性） パンシールH（同等品以上）</td><td rowspan="2">注入前にクラック内の清掃、既設目地材の撤去を実施し、バックアップ材、目地材を注入し保護のため砂を散布する。</td></tr><tr><td>バックアップ材</td><td>砂（洗砂・細目）</td></tr></table>	資 材	規格等	施工方法	目地注入材	アスファルト系注入目地材（低弾性） パンシールH（同等品以上）	注入前にクラック内の清掃、既設目地材の撤去を実施し、バックアップ材、目地材を注入し保護のため砂を散布する。	バックアップ材	砂（洗砂・細目）				
	資 材	規格等	施工方法											
	目地注入材	アスファルト系注入目地材（低弾性） パンシールH（同等品以上）	注入前にクラック内の清掃、既設目地材の撤去を実施し、バックアップ材、目地材を注入し保護のため砂を散布する。											
	バックアップ材	砂（洗砂・細目）												

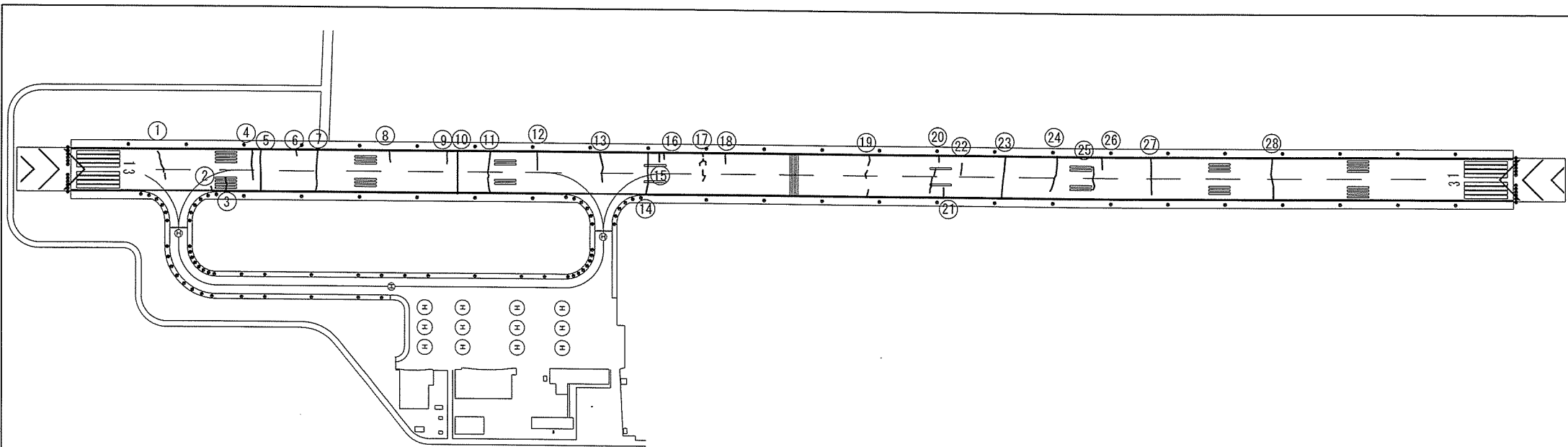


案内図 S=1/X

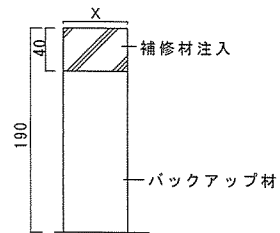


配置図 S=1/X

役務件名	滑走路クラック補修役務	図 面 番 号	2 / 3
種 別	特記仕様書 案内図・配置図	縮 尺	図 示
陸上自衛隊帯広駐屯地		令和8年9月30日	



クラック詳細位置図 S=1 : 4,000



クラック補修標準図 S=1 : X

施工箇所 (mm)

クラック幅20mm (mm)	
①箇所	L=28,800
②箇所	L= 3,200
③箇所	L=13,200
④箇所	L=27,700
⑤箇所	L=41,800
⑥箇所	L= 4,800
⑦箇所	L=41,600
⑧箇所	L= 9,800
⑩箇所	L=44,800
⑫箇所	L=19,400
⑬箇所	L=42,500
⑮箇所	L= 9,000
合 計	275,600

クラック幅20mm (mm)	
⑮箇所	L= 6,300
⑰箇所	L=27,200
⑱箇所	L= 8,000
⑲箇所	L=25,200
⑳箇所	L=34,500
㉑箇所	L=10,300
㉒箇所	L=45,000
㉓箇所	L=38,000
㉔箇所	L=24,000
㉕箇所	L=11,300
㉖箇所	L=36,800
㉗箇所	L=44,500
合 計	311,100

クラック幅30mm (mm)	
⑨箇所	L=11,700
⑪箇所	L=44,000
⑬箇所	L=44,900
㉑箇所	L= 8,000
合 計	108,600

クラック幅20mm	586,700
クラック幅30mm	108,600
合 計	695,300

役務件名	滑走路クラック補修役務	図面番	3 / 3
種 別	詳細位置図・標準図・施工箇所	縮 尺	図 示
陸上自衛隊帯広駐屯地		令和8年9月30日	

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告に示す等級を有し、かつ北海道地域に有効な競争参加資格を有する者であること（資格審査結果通知書（写）を入札時に必ず提出すること）。
- (4) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

2 保証金等に関する事項

- (1) 入札保証金は免除とする。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金は免除とする。但し、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

3 入札の無効

- (1) 第1項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者（委任された者も含む）の氏名及び連絡先または押印した場合は、押印された印影が判別し難い入札
- (4) 電報・FAXによる入札
- (5) 入札開始時刻に遅れた者のした入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約を実施していない者の入札及び誓約に虚偽のあった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

4 契約書の作成

- (1) 契約書は作成する。但し、契約金額が100万円を超えない場合は作成を省略できる。
- (2) 適用する契約条項は駐屯地標準契約書「役務請負契約条項」、特約条項は「談合等の不正行為に関する特約条項」及び「暴力団排除に関する特約条項」とする。

5 落札決定方法

- (1) 総額が当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低額入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低額入札者が2人以上ある場合は、抽選により落札者を決定する。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 郵便入札

- (1) 件名を記載した小封筒に入札書を入れて封印をし、資格審査結果通知書（写）とともに封筒に入れ、確実に書留郵便（簡易書留可）等、追跡が出来る手段にて入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までに必着させると共に郵便による入札を行う旨を電話にて、担当者に確実に連絡すること。
- (2) 再度入札の場合、再度入札日の前日（閉庁日を除く）の17時までに必着させること。
- (3) 事前に入札書を持参する場合は、郵便入札として取扱う。
- (4) 提出先は第7項（7）のとおりとし、電話にて到達の確認を行うこと。

7 その他

- (1) 再度入札の必要が生じた場合は、直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は、日時場所を設定し後日執行する。
- (2) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。但し、契約書の作成を省略する場合は、落札決定を通知したときとする。
- (3) 代理人をもって入札に参加する場合は、入札開始時刻までに委任状を提出すること。
- (4) 入札に参加する者は、「入札及び契約心得」を確認し、入札書へ下記の文面を記載すること。

当社（個人の場合「私」、団体の場合「当団体」）は、上記の公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾の上入札いたします。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。
--

- (5) 入札に関する事項の問い合わせ先
〒080-8639 帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊帯広駐屯地 第374会計隊 契約班 担当：落合
TEL 0155-48-5121 内線 2863
FAX 0155-48-2786（直通）
- (6) 仕様書の内容に関する問い合わせ先
〒080-8639 帯広市南町南7線31番地
陸上自衛隊帯広駐屯地業務隊管理科 担当：岩崎
TEL 0155-48-5121 内線 2424

8 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
帯広商工会議所、帯広駐屯地会計隊、鹿追駐屯地会計隊
北部方面会計隊ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
- (2) 掲示期間
令和8年10月6日～令和8年10月16日

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、運用企画局長、経理装備局長又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 資本関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。

ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

(2) 人的関係がある場合

次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

市 場 価 格 調 査 書

分任契約担当官
陸上自衛隊帯広駐屯地
第 3 7 4 会計隊長 渡邊 慎二 殿

〒 (消費税額を除く) 住所・名称・代表者

役務等名	規 格	単位	数量	金 額
滑走路クラック補修役務	仕様書のとおり	ST	1	

- ※ 価格調査は消費税抜きの価格を記載してください。
- ※ 入札に参加される場合は、会計隊までFAXでの回答をお願いします。
- ※ 提出期限：令和8年10月15日0900